

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）等の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

- (1) 法人県民税 地方法人税（国税）の税率引上げと併せて、法人県民税法人税割の税率を引き下げることにします。（第28条、付則第15条および第16条関係）（平成29年4月1日施行）

【平成28年度税制改正における改正内容】

	法人県民税 法人税割	地方法人税 (国税)	法人市町民税 法人税割
改正前	税率 3.2%	税率 4.4%	税率 9.7%
	△2.2%	+5.9%	△3.7%
改正後	1.0%	10.3%	6.0%
	賦課徴収した県の税収へ	地方交付税原資に繰り入れ	賦課徴収した市町の税収へ

※ 地方法人税 地域間の税源偏在を是正するための制度として平成26年度税制改正において法人住民税法人税割の一部が国税化されたもの。国（税務署）に申告納付を行い、交付税原資に繰り入れられる。

※ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※ 法人県民税法人税割、法人市町民税法人税割の税率は標準税率

【県税条例の改正内容】

【県税条例の改正内容】	改正前		改正後	
中小法人等以外	4.0%	→	1.8%	(△2.2%)
中小法人等	3.2%	→	1.0%	(△2.2%)

※ 中小法人等は、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等で、かつ課税標準となるべき法人税額が年5,000万円以下の法人等をいう。

- (2) 法人事業税 地方法人特別税を廃止し、全額法人事業税に復元します。（改正前の付則第19条関係）（平成29年4月1日施行）

改正前	改正後
地方法人特別税 (国税) 法人事業税	法人事業税
	廃止 譲与税として、人口および従業者数によりその全額を都道府県に譲与

※ 地方法人特別税 地域間の税源偏在を是正するための制度として平成20年度税制改正により導入された国税で、地方法人特別譲与税として国から地方へ譲与される。（都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収を行う。）

※ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

税率〔資本金の額等が1億円超の普通法人の場合〕

課税標準	種類	法人事業税率	
		(改正前)	(改正後)
付加価値額	付加価値割	1.2%	改正なし
資本金等の額	資本割	0.5%	
所得	年400万円以下の金額	0.3%	1.9%
	年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	2.7%
	年800万円を超える金額	0.7%	3.6%

- (3) 自動車取得税 平成29年3月31日をもって自動車取得税を廃止することとします。(第42条～第53条関係)(平成29年4月1日施行)

(4) 自動車税

ア 自動車税として環境性能割を次のとおり創設することとします。(平成29年4月1日施行)

- (7) 納税義務者は、自動車の取得者とする。(第60条関係)
- (イ) 課税標準は自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、免税点は50万円とする。(第65条、第67条関係)
- (ウ) 環境性能割の税率を次のとおりとする。(第66条関係)

乗用車(自家用)の場合

区 分		税 率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)、 クリーンディーゼル車(ポスト新長期規制適合)		非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★かつ H32燃費基準+10%達成	
	★★★★かつ H32燃費基準達成	1.0%
	★★★★かつ H27燃費基準+10%達成	2.0%
上記以外の車		3.0%

注) ★★★★★: 平成17年排出ガス基準75%低減達成

- (エ) 改正前の自動車取得税と同様の納税義務の免除等の措置を講ずる。(第62条、第73条～第73条の3関係)
- イ 現行の自動車税を種別割とします。(第59条～第73条の16関係、合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例関係)(平成29年4月1日施行)

3 その他の改正内容

- (1) 個人県民税 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に一定の検診等を受けているときには、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることとします。(付則第4条の5関係)(平成30年1月1日施行)
- (2) 法人事業税 専決による条例改正において規定した、事業規模が一定以下の法人に対する条例改正に伴う負担増額の軽減措置について、平成29年度および平成30年度における経過措置を講じることとします。(滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第46号)関係)(平成29年4月1日および平成30年4月1日施行)
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。(一部を除き公布日施行)

滋賀県税条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
第1条～第36条の6 省略 (利子割に係る不足金額等の納入) 第36条の7 利子割の特別徴収義務者は、法第71条の11第4項の規定による利子割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の14第4項</u>の規定による利子割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および<u>法第71条の15第4項</u>の規定による利子割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。	第1条～第36条の6 省略 (利子割に係る不足金額等の納入) 第36条の7 利子割の特別徴収義務者は、法第71条の11第4項の規定による利子割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の14第6項</u>の規定による利子割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および<u>法第71条の15第5項</u>の規定による利子割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。
第36条の8～第36条の13 省略 (配当割に係る不足金額等の納入) 第36条の14 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項の規定による配当割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の35第5項</u>の規定による配当割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および<u>法第71条の36第4項</u>の規定による配当割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。	第36条の8～第36条の13 省略 (配当割に係る不足金額等の納入) 第36条の14 配当割の特別徴収義務者は、法第71条の32第4項の規定による配当割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の35第7項</u>の規定による配当割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および<u>法第71条の36第5項</u>の規定による配当割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。
第36条の15～第36条の19 省略 (株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入) 第36条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の55</u>	第36条の15～第36条の19 省略 (株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入) 第36条の20 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正または決定の通知、<u>法第71条の55</u>

第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の56第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。

第37条～第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

表 省略

(3) 省略

2および3 省略

第38条の4～第38条の6の2 省略

(法人の事業税に係る不足税額等の納付)

第38条の7 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正または決定の通知、法第72条の46第4項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第72条の47第4項の規定による法人の事業税に係る重加算金額

第7項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納入書によつて納入しなければならない。

第37条～第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 特別法人（法第72条の24の7第5項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

表 省略

(3) 省略

2および3 省略

第38条の4～第38条の6の2 省略

(法人の事業税に係る不足税額等の納付)

第38条の7 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正または決定の通知、法第72条の46第6項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額

の決定の通知を受けた場合において不足税額があるときは、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の7の2～第40条の13 省略

(たばこ税に係る不足税額等の納付)

第40条の14 申告納税者は、法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正または決定の通知、法第74条の23第4項の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第74条の24第4項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によつて納付しなければならない。

5 第41条～第41条の11 省略

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納入または納付)

第41条の12 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正または決定の通知、法第90条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第91条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足金額があるときは、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書によつて納入しなければならない。

第42条～第48条 省略

(自動車取得税に係る不足税額等の納付)

の決定の通知を受けた場合において不足税額があるときは、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第38条の7の2～第40条の13 省略

(たばこ税に係る不足税額等の納付)

第40条の14 申告納税者は、法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正または決定の通知、法第74条の23第6項の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第74条の24第5項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によつて納付しなければならない。

第41条～第41条の11 省略

(ゴルフ場利用税に係る不足金額等の納入または納付)

第41条の12 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正または決定の通知、法第90条第6項の規定によるゴルフ場利用税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第91条第5項の規定によるゴルフ場利用税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合において不足金額があるときは、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書によつて納入しなければならない。

第42条～第48条 省略

(自動車取得税に係る不足税額等の納付)

第49条 自動車取得税の納税義務者は、法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正または決定の通知、法第132条第5項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第133条第4項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第50条～第58条の22 省略

(軽油引取税に係る不足税額等の納入または納付)

第58条の23 軽油引取税の特別徴収義務者または納税者は、法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正または決定の通知、法第144条の47第5項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第144条の48第4項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書または納付書によつて納入し、または納付しなければならない。

第59条～第150条 省略

付 則

第1条～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～8 省略

第49条 自動車取得税の納税義務者は、法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正または決定の通知、法第132条第6項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第133条第5項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

第50条～第58条の22 省略

(軽油引取税に係る不足税額等の納入または納付)

第58条の23 軽油引取税の特別徴収義務者または納税者は、法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正または決定の通知、法第144条の47第6項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納入書または納付書によつて納入し、または納付しなければならない。

第59条～第150条 省略

付 則

第1条～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2～8 省略

- 9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。
- 10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施
- 9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。
- 10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第15項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第16項に規定するものの新築を平成29年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施

88

号に掲げるものをいう。)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の維持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして総務省令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2～第14条の2の5 省略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第14条の2の6 省略

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第1項に定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の5第2項に定めるところにより計算した金額をいう。

3～6 省略

第14条の3および第14条の3の2 省略

号に掲げるものをいう。)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の維持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の17第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2～第14条の2の5 省略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第14条の2の6 省略

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第37条の12の2第2項第1号から第10号までに掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。第5項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の5第1項に定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の5第2項に定めるところにより計算した金額をいう。

3～6 省略

第14条の3および第14条の3の2 省略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管

があつた未

成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)～(5) 省略

4 省略

以下 省略

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第14条の3の3 省略

2 省略

3 未成年者口座および租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に定めるところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

(1) 省略

(2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管 (租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号および第4号において同じ。)

があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3)～(5) 省略

4 省略

以下 省略

滋賀県税条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
目次 第1章 省略 第2章 普通税 第1節～第5節 省略 第6節 ゴルフ場利用税 (第41条—第41条の12) 第7節 自動車取得税 (第42条—第53条) 第7節の2 軽油引取税 (第54条—第58条の23) 第8節 自動車税 (第59条—第73条) 第9節～第11節 省略 第3章 省略 第4章 省略 付則 第1条および第2条 省略 (税目) 第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。 (1) 普通税 県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税	目次 第1章 省略 第2章 普通税 第1節～第5節 省略 第6節 ゴルフ場利用税 (第41条—第53条) 第7節 軽油引取税 (第54条—第58条の23) 第8節 自動車税 (第59条—第73条の16) 第9節～第11節 省略 第3章 省略 第4章 省略 付則 第1条および第2条 省略 (税目) 第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。 (1) 普通税 県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税

自動車税
 鉾区税
 固定資産税
 (2) 目的税
 狩猟税

第4条～第10条 省略

(納税証明書の交付手数料)

第11条 省略

2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに460円とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。

(1)および(2) 省略

(3) 第65条第1項 から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書

3～5 省略

第12条～第27条の8 省略

(法人税割の税率)

第28条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

第29条～第36条の20 省略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

自動車税
 鉾区税
 固定資産税
 (2) 目的税
 狩猟税

第4条～第10条 省略

(納税証明書の交付手数料)

第11条 省略

2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに460円とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。

(1)および(2) 省略

(3) 第73条の11第1項 から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書

3～5 省略

第12条～第27条の8 省略

(法人税割の税率)

第28条 法人税割の税率は、100分の1とする。

第29条～第36条の20 省略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

- (1) 省略
 (2) 電気供給業、ガス供給業および保険業 収入割額
 2～4 省略

第37条の2 省略

(法人の事業税の課税標準)

第38条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- (1) 省略
 (2) 電気供給業、ガス供給業および保険業 各事業年度の収入金額
 2 省略
 (医療法人等の課税標準の区分経理の義務)

第38条の2 省略

- 2 電気供給業、ガス供給業、鉄道事業、軌道事業および保険業
 とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

- 3 省略
 (法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業および保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1)～(3) 省略
 2 電気供給業、ガス供給業および保険業 に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。
 3 省略

- (1) 省略
 (2) 電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業 収入割額
 2～4 省略

第37条の2 省略

(法人の事業税の課税標準)

第38条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- (1) 省略
 (2) 電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業 各事業年度の収入金額
 2 省略
 (医療法人等の課税標準の区分経理の義務)

第38条の2 省略

- 2 電気供給業、ガス供給業、鉄道事業、軌道事業、保険業および貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

- 3 省略
 (法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1)～(3) 省略
 2 電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業 に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。
 3 省略

第38条の4～第41条の12 省略

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第42条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。
第42条から第53条まで 削除

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（施行令第42条に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第3条の大型特殊自動車および小型特殊自動車ならびに同条の小型自動車および軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第42条の2に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみなす課税)

第43条 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者または施行令第42条の2に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行

第38条の4～第41条の12 省略

の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）または同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付または届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第44条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

（削除）

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第8条の14に規定するところにより算定した金額（以下この条および第48条第1項において「通常の取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

（1） 無償でされた自動車の取得

（2） 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第42条の5第1項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの

（3） 代物弁済に係る給付としてまたは交換もしくは民法第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(4) 前条第3項または第4項の規定により自動車の取得があつたものと
みなされる場合における当該自動車の取得
(自動車取得税の税率)

第45条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。 (削除)

(自動車取得税の免税点)

第46条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自
動車取得税を課さない。 (削除)

(自動車取得税の徴収の方法)

第47条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。 (削除)

(自動車取得税の申告納付)

第48条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区 (削除)

分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第8条の15に規
定する様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を
納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常の
取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額
を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による
検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)または同法第97条の3の
規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査ま
たは届出の時

(2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得
当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前
に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67
条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得ま
たは道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の4第
1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得
当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前

に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書または修正申告書に県が発行する証紙をはつてしなければならない。

3 自動車取得税の納税義務者は、前項の証紙をはることに代えて申告書もしくは修正申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受け、または証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。

4 知事は、前項の規定により証紙の額面金額に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。

5 証紙の様式、収納計器で表示する証紙代金収納印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付)

第49条 自動車取得税の納税義務者は、法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正または決定の通知、法第132条第5項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第133条第4項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。 (削除)

(自動車取得税の報告)

第50条 自動車の取得をした者は、第48条第1項の規定の適用がある場合を除き、同項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時または日までに、施行規則第8条の15に規定する様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 (削除)

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第50条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく第48条第1項 (削除)

の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第51条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合におい (削除)

て、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申請書に当該自動車の取得が譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付書によつて納付しなければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保

権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 前項の還付の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

7 知事は、第5項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付または納付義務の免除)

第52条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が (削除)

良好でないことまたは当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 前条第7項の規定は、第1項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、 (削除)

当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

(1) 日本赤十字社の救急自動車およびへき地巡回診療または血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(2) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

(3) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け

ている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「身体障害者」という。）もしくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下「戦傷病者」という。）が運転する自動車に係る当該身体障害者もしくは当該戦傷病者の自動車の取得または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下「知的障害者」という。）もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下この条および第71条において「精神障害者」という。）

（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要であると認めるもの

（4） 前号に掲げる自動車の取得以外の自動車の取得で、身体障害者等の利用に供し、または専ら身体障害者が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車の取得であると知事が認めるもの

（5） 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車
で専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するも
のに係る当該自動車の取得

(6) 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する
災害（当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。）に
より著しく価値を減じた場合における当該自動車の取得で知事が必要で
あると認めるもの

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地方バス路線維持のた
めに知事が交付するコミュニティバス運行対策費補助金を受けて取得し
た一般乗合用バスでコミュニティバス路線の運行の用に供するものに係
る当該自動車の取得

(8) その他特別の事情により知事が必要であると認めるもの

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、申告書
を提出する際（同項第6号に該当する場合にあつては、災害の日から10日
以内）に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証
明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第3
号に該当する場合にあつては、規則で定める書類および運転免許証の提示
をもつて、当該書類の添付に代えることができる。

第7節の2 軽油引取税

第54条～第58条の23 省略

第8節 自動車税

（自動車税の納税義務者等）

第59条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車および道
路運送車両法第3条の大型特殊自動車を除く。以下自動車税において同

第7節 軽油引取税

第54条～第58条の23 省略

第8節 自動車税

（自動車税に関する用語の意義）

第59条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。

じ。) に対し、その所有者（所有者が法第146条第1項の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その使用者）に課する。

(1) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として施行令第44条に規定する物を含む。）のうち、同法第3条に規定する普通自動車および同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

(2) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

（自動車税の納税義務者等）

第60条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項および第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定する者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。

（自動車税のみなす課税）

第61条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）および自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者および自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

（新設）

(新設)

(新設)

3 自動車製造業者、自動車販売業者または施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車またはその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（自動車税の課税免除）

第62条 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

（1）救急自動車

（2）巡回診療または患者の輸送の用に供する自動車

（3）血液事業の用に供する自動車

（4）救護資材の運搬の用に供する自動車

（5）前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの

（種別割の納税管理人）

第63条 種別割の納税義務者は、県内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承

(新設)

認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定により申告し、または承認を受けた事項に異動を生じた場合には、当該異動を生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第64条 前条第3項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の課税標準)

(新設)

第65条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3に規定するところにより算定した金額(第67条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

(新設)

第66条 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則第9条の2第4項に規定

するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第5項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次号において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第8項に規定するもの（以下この項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および第73条の5第4項ならびに付則第10条の2の11第4項から第6項までにおいて同じ。）が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第12項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9

条の2第18項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(7) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項および前2項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号アおよびイに係る部分に限る。)および第2項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第20項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第21項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している

自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第18項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア (ウ)	施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率 (以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成32年度 この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)	第4項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度 この号および次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第18項の規定により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ (ウ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

(新設)

(新設)

(新設)

第2項第1号ア	第9条の4第10項	第9条の4第18項の規定により読み替えて適用される同条第10項
第2項第1号ア	平成27年度基準エネルギー	平成22年度基準エネルギー
(ウ)	消費効率に100分の110	消費効率に100分の138

(環境性能割の免税点)

第67条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第68条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第69条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常の取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号および第73条の11において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受

(新設)

けたときは、当該記入の時)(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第70条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書または修正申告書に県が発行する証紙を貼つてしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、前項の規定による証紙を貼ることに代えて申告書もしくは修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で証紙の額面金額に相当する金額を表示した印影（以下「証紙代金収納印」という。）の押印を受け、または証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。

3 知事は、前項の規定により証紙の額面金額に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。

4 証紙の様式、収納計器で表示する証紙代金収納印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割に係る不足税額等の納付)

第71条 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項の規定による更正または決定の通知、法第171条第6項の規定による過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、

(新設)

(新設)

不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第72条 環境性能割の納税義務者が第69条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

(新設)

第73条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申請書に当該自動車の取得が譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた

(新設)

環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 前項の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

7 知事は、第5項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第73条の2 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項および次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第9条の7に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

4 前条第7項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。この場合において、前条第7項中「第5項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。

(環境性能割の減免)

第73条の3 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、環

(新設)

境性能割を減免する。

(1) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車

(2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下この条および第73条の14において「身体障害者」という。）もしくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、歩行が困難な程度の障害を有する者（以下「戦傷病者」という。）が運転する自動車（当該身体障害者または当該戦傷病者が取得した自動車に限る。）または身体障害者、戦傷病者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下「知的障害者」という。）もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、自ら移動することが困難な程度の障害を有する者（以下この条および第73条の14において「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（当該身体障害者等（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合または知的障害者もしくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者を含む。）が取得した自動車に限る。）であつて、知事が必要であると認めるもの

(3) 前号に掲げる自動車以外の自動車で、身体障害者等の利用に供し、または専ら身体障害者が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車であると知事が認めるもの

(4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車であつて、専ら当該法人の同条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するもの

(5) 震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害（自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る。）により著しくその価値を減じた自動車であつて、知事が必要であると認めるもの

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を經營する者が地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて取得した一般乗合用バス（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。第73条の5第1項第3号アにおいて同じ。）であつて、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（第73条の15第2項および第3項において「コミュニティバス路線」という。）の運行の用に供するもの（知事が必要であると認めるものに限る。）

(7) その他特別の事情により知事が必要であると認める自動車

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第69条第1項の規定による申告の際（前項第5号に該当する場合にあつては、災害の日から10日以内）に規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する場合にあつては、規則で定める書類および運転免許証の提示をもつて、当該書類の添付に代えることができる。

(自動車税の課税免除)

第60条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号から第7号までの 自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(6) 省略

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、賦課期日(賦課期日後にその事由が発生したものについては、その発生の日)後10日以内

に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者および所有者)の住所または所在地および氏名または名称

(2)～(7) 省略

3 第1項ただし書の規定によつて自動車税の課税免除を受けている者は、その事由がやんだ場合においては

、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

4 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の一に該当するものに対しては、自動車税を課さない。

(1) 救急自動車

(2) 巡回診療または患者の輸送の用に供する自動車

(3) 血液事業の用に供する自動車

(4) 救護資材の運搬の用に供する自動車

(5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの

(自動車税の税率)

(種別割 の課税免除)

第73条の4 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号から第6号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(6) 省略

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、納期限(第73条の7に規定する種別割の賦課期日後に新規登録を受ける場合で、当該新規登録に係る自動車が同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当することとなつた場合には、当該自動車に該当することとなつた日から10日を経過する日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者および所有者)の 氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地

(2)～(7) 省略

3 第1項ただし書の規定によつて種別割の課税免除を受けている者は、当該課税免除に係る自動車が、同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当しなくなつた場合には、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

4 種別割を徴収した場合において、当該種別割について第1項ただし書の規定による承認をしたときは、知事は、当該種別割額に相当する額を還付する。

(種別割 の税率)

第61条 <u>自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し</u>、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) および(2) 省略 (3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く<u> </u>。） ア 営業用 (ア) <u>一般乗合用のもの（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。）</u> a～g 省略 (イ) <u>一般乗合用のもの以外のもの</u> a～g 省略 イ 省略 (4) および(5) 省略 2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるもの<u> </u>の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める<u>額を</u>それぞれ加算した額とする。 (1) および(2) 省略 3 第1項第3号イに掲げる自動車のうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童または幼児の通学の用に用いるもの<u> </u>の税率は、同項の規定にかかわらず、同号ア(ア)に定める額とする。 4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車が規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量（<u>道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。付則第10条の2の2、第10条の2の4および第10条の3において同じ。</u>）の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。	第73条の5 <u>次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台</u>について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) および(2) 省略 (3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。<u>以下この号において同じ。</u>） ア 営業用 (ア) <u>一般乗合用バス</u> a～g 省略 (イ) <u>一般乗合用バス以外バス</u> a～g 省略 イ 省略 (4) および(5) 省略 2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに<u>対して課する種別割</u>の税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める<u>額を</u>それぞれ加算した額とする。 (1) および(2) 省略 3 第1項第3号イに掲げる自動車のうち学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童または幼児の通学の用に用いるもの<u>に対して課する種別割</u>の税率は、同項の規定にかかわらず、同号ア(ア)に定める額とする。 4 第1項第5号ウの規定を適用する場合において、当該自動車が規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量<u> </u>の2分の1に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。ただし、当該自動車の車両総重量が24トン以上である場合は、当該自動車の車両総重量が24トン未満の場合と同様に、当該自動車の車両総重量が24トン以上の部分のみを当該自動車の最大積載量とみなす。
---	---

(自動車税の税率の特例)

第61条の2 積雪により、通常、1月以上自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の税率に、10分の10から積雪により自動車を運行の用に供することができない期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てるものとし、当該期間が4月以上である場合においては、当該月数は4とする。）に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じた税率とする。

(自動車税の賦課期日)

第62条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第63条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合には別に納期を指定することができる。
- 3 賦課期日 後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の納税通知書)

第64条 自動車税の納税通知書の様式は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法)

第64条の2 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 自動車税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、納税通知

トンを超える場合には、当該自動車の最大積載量は、12トンとみなす。

(種別割の税率の特例)

第73条の6 積雪により、通常、1月以上自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の税率に、10分の10から積雪により自動車を運行の用に供することができない期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てるものとし、当該期間が4月以上である場合においては、当該月数は4とする。）に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じた税率とする。

(種別割の賦課期日)

第73条の7 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第73条の8 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合には別に納期を指定することができる。
- 3 前条に規定する種別割の賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の納税通知書)

第73条の9 種別割の納税通知書の様式は、規則で定める。

(種別割の徴収の方法)

第73条の10 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 種別割を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、納税通知

書をその納期限前10日までに納税者に交付するものとする。

3 道路運送車両法第7条の規定による登録の申請があつた自動車について
法第150条第1項 の規定により課する自動車税の徴収については、同項
の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が
発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払
い込むときは、当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登
録の申請をした際に、県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなけ
ればならない。この場合において、納税者は、次条の規定により当該道路
運送車両法第7条の申請をした際に提出する申告書に証紙をちよう付しな
ければならない。

5 前項の場合において、自動車税の納税者が申告書に知事が指定する証紙
代金収納計器（以下「収納計器」という。）で証紙の額面金額に相当する
金額を表示した印影（以下「証紙代金収納印」という。）の押印を受ける
ことにより、または自動車税の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を
納付したときは、知事は、申告書に納税済印を押すことによつて証紙に代
えることができる。

6 省略

7 第4項の申告書の提出がなかつたことにより、第3項の規定によつて自
動車税の証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合において
は、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

（自動車税の賦課徴収に関する申告）

第65条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日
まで（7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条、第12条または
第13条の規定による登録

の申請をするときは、その申請した 際）に施行規則第9条の2に規

書をその納期限前10日までに納税者に交付するものとする。

3 新規登録 の申請があつた自動車について
法第177条の10第1項の規定により課する種別割 の徴収については、第73
条の7に規定する種別割の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が
発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 種別割 の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割 を払
い込むときは、当該自動車について新規登録
の申請をした際に、県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなけ
ればならない。この場合において、納税者は、次条の規定により当該新規
登録 の申請をした際に提出する申告書に証紙を貼付し なければ
ならない。

5 前項の場合において、種別割 の納税者が申告書に
収納計器 で
証紙代金収納印 の押印を受ける
ことにより、または種別割 の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を
納付したときは、知事は、申告書に納税済印を押すことにより、証紙に代
えることができる。

6 省略

7 第4項の申告書の提出がなかつたことにより、第3項の規定により 種
別割 の証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には
、当該種別割 の徴収については、普通徴収の方法による。

（種別割 の賦課徴収に関する申告）

第73条の11 種別割 の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日
まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1
項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または移転
登録の申請をするときは、その申請をした際にに施行規則第9条の17に規

定する申告書を知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 自動車が第60条の規定の適用を受けることとなつたときまたは受けることがなくなつたとき。

(3)および(4) 省略

(5) 法第145条第3項の使用者となつたときまたは使用者でなくなつたとき。

(6) 省略

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に道路運送車両法第7条、第12条または第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に申告書を改めて知事に提出しなければならない。

3 自動車税の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第1項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 法第145条第2項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、知事が指定する日までに当該自動車の買主の住所または居所その他知事が必要と認める事項を報告しなければならない。

(自動車税に係る不申告に関する過料)

第66条 自動車税の納税義務者または法第145条第2項に規定する自動車の売主が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 省略

(自動車税の納税管理人)

定する申告書を知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 自動車が第73条の4の規定の適用を受けることとなつたときまたは受けることがなくなつたとき。

(3)および(4) 省略

(5) 第60条第3項の使用者となつたときまたは使用者でなくなつたとき。

(6) 省略

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録または移転登録の申請をするときは、その申請をした際に申告書を改めて知事に提出しなければならない。

3 種別割の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第1項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 第61条第1項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所または居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、知事が指定する日までに当該自動車の買主の住所または居所その他知事が必要と認める事項を報告しなければならない。

(種別割に係る不申告に関する過料)

第73条の12 種別割の納税義務者または第61条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 省略

第67条 自動車税の納税義務者は、県内に住所等を有しない場合においては、(削除)

納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定により申告し、または承認を受けた事項に異動を生じた場合には、当該異動を生じた日から10日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第68条 前条第3項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第1(削除)

項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限はその発付の日から10日以内とする。

第69条 削除

(削除)

(自動車税の減免)

第70条 知事は、震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害によつて被害を受けた自動車に対しては、当該納税者の申請によつて自動車税を減免することができる。

(種別割の減免)

第73条の13 知事は、震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害によつて被害を受けた自動車に対しては、当該納税者の申請によつて種別割を減免することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 第60条第2項第1号 から第6号までに掲げる事項

(3) 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第71条 知事は、次に掲げる自動車に対しては、自動車税を減免することができる。

(1)および(2) 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 第60条第2項第2号 から第6号までに掲げる事項

(6) 省略

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第65条の規定により提出する申告書に県の発行する証紙をちよう付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 第73条の4第2項第1号から第6号までに掲げる事項

(3) 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 知事は、次に掲げる自動車に対しては、種別割を減免することができる。

(1)および(2) 省略

2 前項第1号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 第73条の4第2項第2号から第6号までに掲げる事項

(6) 省略

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第73条の11の規定により提出する申告書に県の発行する証紙を貼付し、または当該申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることによつて税金を払い込む際に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名および住所

(2) および(3) 省略

(4) 第60条第2項第2号 から第6号までに掲げる事項

(生活交通路線バス等の自動車税の減免)

第72条 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付するバス運行対策費補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用バスで、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（以下「生活交通路線」という。）の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。

2 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付するコミュニティバス運行対策費補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用バスで、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（以下「コミュニティバス路線」という。）の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。

3 前2項の減免を受けようとする者は、毎年第63条第1項 に規定する納期の末日の7日前までに次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 第60条第2項第1号、第4号および第5号に掲げる事項

(2) および(3) 省略

(商品中古自動車の自動車税の減免)

第73条 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が所有する自動車で、賦課期日において次に掲げる要件に該当するものに対して

(1) 減免を受ける者の氏名または名称および住所または主たる事務所の所在地

(2) および(3) 省略

(4) 第73条の4第2項第2号から第6号までに掲げる事項

(生活交通路線バス等の種別割の減免)

第73条の15 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用バスで、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（以下「生活交通路線」という。）の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。

2 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用バスで、コミュニティバス路線の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるところにより、種別割を減免することができる。

3 前2項の減免を受けようとする者は、毎年第73条の8第1項に規定する納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 第73条の4第2項第1号、第4号および第5号に掲げる事項

(2) および(3) 省略

(商品中古自動車の種別割の減免)

第73条の16 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が所有する自動車で、第73条の7に規定する種別割の賦課期日において次に掲げる要件に該当するものに対して

しては、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車に係る自動車税の年税額のうち当該年税額の12分の3に相当する額を減免することができる。

(1) および(2) 省略

2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 所有者および使用者の氏名または名称および住所

(2) 省略

(3) 第60条第2項第5号 および第6号に掲げる事項

第74条～第150条 省略

付 則

第1条～第4条の4 省略

(新設)

しては、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車に係る種別割の年税額のうち当該年税額の12分の3に相当する額を減免することができる。

(1) および(2) 省略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 所有者および使用者の氏名または名称および住所または主たる事務所
の所在地

(2) 省略

(3) 第73条の4第2項第5号および第6号に掲げる事項

第74条～第150条 省略

付 則

第1条～第4条の4 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）とする。

第5条～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 省略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省略

2～5 省略

第5条の4の2～第10条 省略

第5条～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 省略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

アおよびイ 省略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の3までおよび第10条の6（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省略

2～5 省略

第5条の4の2～第10条 省略

第10条 削除

(法附則第12条の2の2第1項の条例で定める路線)

第10条の2 法附則第12条の2の2第1項の条例で定める路線は、国または (削除)

県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町から車両を購入するための補助金を受けて取得した一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 営業用の自動車（第42条第1項の自動車をいう。以下この (削除)

条から付則第10条の2の4までにおいて同じ。）（軽自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。）を除く。）および軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるものの取得（同条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第

第10条から第10条の2の4まで 削除

14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第4項までにおいて同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。)を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれかに該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項および付則第10条の2の4第1項において「排出ガス保安基準」という。))で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの(以下この条および付則第10条の2の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。))に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条および付則第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。))が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率(以下この号および付則第10条の2の4において「基準エネルギー消費効率」という。))であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条および付則第10条の2の4において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。))に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第12項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいず

れにも該当するもので施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上

であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

5 ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前3項または付則第10条の2の4第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(自動車取得税の免税点の特例)

第10条の2の3 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。 (削除)

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。 (削除)

(1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

(2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第4条の4第1項に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第11項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条

の6第3項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第4項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

(6) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの
(電力併用自動車に限る。)

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)

で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35

万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第2項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第10条の2の2第2項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第10条の2の2第3項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)

で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車(乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素

酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第10条の2の2第4項第2号エまたはオに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車または車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000

万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項および第8項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項および第8項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の6の2第2項に規定するものに適合するものであること。

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6の2第4項に規定するものに適合するものであること。

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用

については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6の2第6項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造および設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下同項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6の2第9項に規定するものに限る。）（第11項において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項および第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定め

られた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項および第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則第4条の6の2第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項および第11項において同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動

制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた

衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

12 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6の2第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(新設)

(新設)

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(法附則第12条の2の10の条例で定める路線)

第10条の2の9 法附則第12条の2の10の条例で定める路線は、国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町から車両を購入するための補助金を受けて取得した第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の10 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において読み替えて準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

(新設)

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下この項および次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の10第1項に規定するものに限る。）で最初の第61条第3項に規定する新規登録（以下この条および次条において「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号および第3項第1号において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号および第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の10第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の10第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の11第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の10第4項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の10第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の10第6項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造および設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則附則第4条の10第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の10第8項に規定するものに限る。)またはバス(同条第9項に規定するものに限る。)(第6項第1号および第2号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の10第10項に規定するもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)および同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の10第11項に規定するもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則附則第4条の10第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。)であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則附則第4条の10第13項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用につい

ては、第1号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の10第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定

(自動車税_____の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。）およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第

により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の10第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第73条の5第1項第1号ア(7)に規定する電気自動車をいう。第3項第1号において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。）およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう

4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ。) ならびにバス(一般乗合用のものに限る。) および被けん引自動車を除く。) に対する平成28年度分の自動車税

に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第61条第1項第1号イ	29,500円	33,900円

。) ならびに第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス および被けん引自動車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条第1項 から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第66条第1項第2号に規定する軽油自動車(第3項第5号において「軽油自動車」という。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第1項第1号イ	29,500円	33,900円

	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
<u>第61条第1項第2号ア</u>	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
<u>第61条第1項第2号イ</u>	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円

	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
<u>第1項第2号ア</u>	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
<u>第1項第2号イ</u>	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円

第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第61条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第61条第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円

第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第1項第4号	4,500円	5,100円
	6,000円	6,900円

第61条第1項第5号ア	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

2 前項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項 から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第5号ア	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

2 前項の規定の適用がある場合における第73条の6の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

3 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税の種別割

に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号および第5号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第9項に規定するも

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号および第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの

(3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号ア(ア)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号ア(ウ)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

の

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

の

第61条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
第61条第1項第2号ア	111,000円	28,000円
	6,500円	2,000円

(5) 軽油自動車のうち、第66条第1項第2号ア(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
	88,000円	22,000円
第1項第2号ア	111,000円	28,000円
	6,500円	2,000円

	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	4,700円	1,200円
第61条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円

	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円

	29,000円	7,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第61条第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第61条第1項第5号ア	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円

	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円

第61条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第61条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円

第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

4 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第66条第1項第1号イ(ウ)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円

	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
<u>第61条第1項第2号ア</u>	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
<u>第61条第1項第2号イ</u>	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
<u>第61条第1項第2号ウ(ア)</u>	7,500円	4,000円

	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
<u>第1項第2号ア</u>	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
<u>第1項第2号イ</u>	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
<u>第1項第2号ウ(ア)</u>	7,500円	4,000円

	15,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円

	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号ア	23,600円	12,000円

	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

5 前2項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

第10条の4～第14条の5 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の4とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)または第17条第4項において

	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

5 前2項の規定の適用がある場合における第73条の6の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

第10条の4～第14条の5 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

第16条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)または第17条第4項において

法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2～7 省略

第17条および第18条 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第19条 当分の間、平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第38条の3および前条の規定の適用については、第38条の3第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前条中「第38条の3第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第38条の3第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

第20条～第22条 省略

法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年5,000万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に18分の8を乗じて計算した額を控除した金額とする。

2～7 省略

第17条および第18条 省略

(削除)

第19条～第21条 省略

(新設)

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における

施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で行方不明等自動車に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成29年3月31日までの間に行われ

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第22条 付則第10条の2の8の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車税の環境性能割の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第61条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項および次条第1項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第53条の2第2項各号に掲げる自動車で行方不明等自動車に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までの間に行われ

たときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税_____に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車取得税_____に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税_____について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車取得税_____に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第24条 付則第10条の2の8の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税_____の納税義務の免除等)

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税_____に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分
および平成28年度分

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成28年度分

たときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(削除)

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の種別割の納税義務の免除等)

第24条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項_____の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された_____他の自動車_____に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分
および平成30年度分

- 2 自動車税_____に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税_____について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 3 知事は、前項の規定により自動車税_____に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 4 対象区域内自動車（第59条に規定する自動車に限る。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、同条の 規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同条に_____規定する自動車でなかつたものとみなす。

（個人の県民税の税率の特例）

第26条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第22条および琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第2条の規定にかかわらず、第22条に規定する額と同条例第2条の規定による加算額との合計額に500円を加算した額とする。

（3）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分
および平成31年度分

- 2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 4 対象区域内自動車_____が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車は、第60条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後第59条第1号に規定する自動車でなかつたものとみなす。

（個人の県民税の税率の特例）

第25条 省略

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第46号） 新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略	第1条～第3条 省略
付 則 （施行期日）	付 則 （施行期日）
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）第3条の規定 公布の日 （2）第1条中滋賀県税条例第39条の2第10項および第11項第2号の改正規定ならびに付則第10項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日	1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）第3条の規定 公布の日 （2）第1条中滋賀県税条例第39条の2第10項および第11項第2号の改正規定ならびに付則第15項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）の施行の日 <u>（3）付則第9項から第12項までの規定 平成29年4月1日</u> <u>（4）付則第13項の規定 平成30年4月1日</u>
2および3 省略 （事業税に関する経過措置）	2および3 省略 （事業税に関する経過措置）
4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。	4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
5 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする）で除して計	5 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。 <u>付則第9項において同じ。</u> ）で除して計

算した金額。以下付則第8項までにおいて「調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号

調整後付加価値額)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額(以下付則第8項までにおいて「法人事業税額」という。)から控除する。

(1)～(3) 省略

6 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、法人事業税額から控除する。

7 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新

算した金額。以下付則第8項までにおいて「平成28年度分調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額(次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号。付則第9項第3号において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法

(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額(以下付則第8項までにおいて「平成28年度分法人事業税額」という。)から控除する。

(1)～(3) 省略

6 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、平成28年度分法人事業税額から控除する。

7 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新

条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、法人事業税額から控除する。

(1)～(3) 省略

- 8 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、法人事業税額から控除する。

(新設)

条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除する。

(1)～(3) 省略

- 8 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除する。

- 9 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。以下付則第12項までにおいて「平成29年度分調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得につ

いて新法第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（以下付則第12項までにおいて「平成29年度分法人事業税額」という。）から控除する。

(1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額（他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新条例第38条の3第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割した後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合

(新設)

(新設)

または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。以下この号において「平成29年度分課税標準所得」という。)に平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)と、平成29年度分課税標準所得に当該区分に応ずる旧条例付則第19条の規定により読み替えられた同号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)に改正法第8条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号。付則第11項第3号において「旧暫定措置法」という。)第9条第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)との合計額

10 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除する。

11 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについ

ては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除する。

(1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成29年度分課税標準所得」という。）に平成28年3月31

(新設)

(新設)

日現在における旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）と、平成29年度分課税標準所得に旧条例付則第19条の規定により読み替えられた同号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に旧暫定措置法第9条第1号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）との合計額

12 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除する。

13 付則第9項から前項までの規定は、新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第9項	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額

	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第9項第3号	平成29年度分課税標準所得	平成30年度分課税標準所得
付則第10項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第11項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第11項第3号	平成29年度分課税標準所得	平成30年度分課税標準所得
前項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

(不動産取得税に関する経過措置)

9 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、14～18 省略

施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

10 新条例第39条の2第10項の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

11 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

13 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成26年度分および平成27年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例
新旧対照表（付則第12項関係）

旧	新
○合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税_____の賦課徴収の特例に関する条例 昭和27年7月16日滋賀県条例第21号 （目的） 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条の規定に基づき、自動車税_____の賦課徴収について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。 （合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税_____の税率） 第1条の2 合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税_____の税率は、条例第61条_____の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）および（2） 省略 （合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税_____の徴収の方法） 第2条 前条に掲げる自動車に対する自動車税_____は、条例第63条から第64条の2まで_____の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。 （自動車税_____の証紙徴収の手続） 第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税_____の納税義務者は、毎年5月中（賦課期日後に自動車税_____の納税義務が発生した者	○合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例 昭和27年7月16日滋賀県条例第21号 （目的） 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条の規定に基づき、自動車税の種別割の賦課徴収について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。 （合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の税率） 第1条の2 合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の税率は、条例第73条の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）および（2） 省略 （合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法） 第2条 前条に掲げる自動車に対する自動車税の種別割は、条例第73条の8から第73条の10までの規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。 （自動車税の種別割の証紙徴収の手続） 第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、毎年5月中（賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者

にあつては、当該自動車税_____の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する別記様式第1号による証紙を知事から購入して、当該自動車税_____を払い込まなければならない。 2 省略 3 前2項の場合において自動車税_____の納税義務は、購入した証紙に別記様式第2号による検印を受けたときに完了するものとする。 (自動車税_____の還付請求の手続) 第4条 自動車税_____の納税義務者は、過誤納金がある場合において還付の請求をしようとするときは、別記様式第3号による過誤納金還付請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 自動車税_____の納税済証紙 (2) 自動車登録原簿の抹消登録を受けたことの証明書 (合衆国軍隊の所有する自動車の使用者に対する課税) 第5条 合衆国軍隊の所有する自動車のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、その使用者に対して自動車税_____を課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、この限りでない。 2 第1条の2から前条までの規定は、前項の規定により課する自動車税_____について準用する。 (規則への委任) 第6条 省略 付 則 省略 様式第1号 省略 様式第2号 省略 様式第3号 省略	にあつては、当該自動車税の種別割の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する_____証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。 2 省略 3 前2項の場合において自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に_____検印を受けたときに完了するものとする。 4 証紙の様式、検印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。 (自動車税の種別割の還付請求の手続) 第4条 自動車税の種別割の納税義務者は、過誤納金がある場合において還付の請求をしようとするときは、_____過誤納金還付請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 自動車税の種別割の納税済証紙 (2) 自動車登録原簿の抹消登録を受けたことの証明書 2 過誤納金還付請求書の様式その他還付請求について必要な事項は、規則で定める。 (合衆国軍隊の所有する自動車の使用者に対する課税) 第5条 合衆国軍隊の所有する自動車のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、その使用者に対して自動車税の種別割を課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、この限りでない。 2 第1条の2から前条までの規定は、前項の規定により課する自動車税の種別割について準用する。 (規則への委任) 第6条 省略 付 則 省略 (削除) (削除) (削除)
---	---

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成27年滋賀県条例第50号） 新旧対照表（付則第13項関係）

旧	新
（滋賀県税条例の一部改正）	（滋賀県税条例の一部改正）
第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。 （中略）	第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。 （中略）
付則第10条の2の2第2項第1号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改め、同号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第1項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第2項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ア（ア）中「第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ（ア）中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第3項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第9項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第10項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第14項」を「附	付則第10条の2の2第2項第1号ア 中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第1項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第2項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ア（ア）中「第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ（ア）中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同条第3項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第9項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第10項に規定する」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第14項」を「附

則第4条の5第16項」に改め、同条第4項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第17項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第18項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第19項に規定する」に改め、同項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第20項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第21項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第22項に規定する」に改め、同号エ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第23項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第24項に規定する」に改める。

(中略)

第2条および第3条 省略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) 省略

(5) 第1条中滋賀県税条例付則第10条の2の2第2項の改正規定（「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める部分に限る。） 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日

以下 省略

則第4条の5第16項」に改め、同条第4項第1号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第17項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第18項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第19項に規定する」に改め、同項第2号ア中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第20項に規定する」に改め、同号イ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第21項に規定する」に改め、同号ウ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第22項に規定する」に改め、同号エ中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第23項に規定する」に改め、同条第5項中「総務省令で定める」を「施行規則附則第4条の5第24項に規定する」に改める。

(中略)

第2条および第3条 省略

付 則

(施行期日)

- 1 省略

(1)～(4) 省略

(削除)

以下 省略